

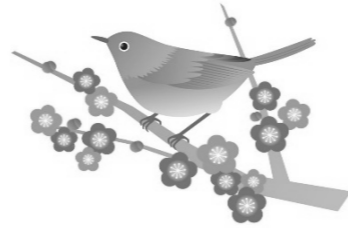


本年も宜しく願い申し上げます。

年間管理料 納付のお願い

当霊園の共有部維持管理の為、皆様に年間管理料の納付をお願いしております。「令和6年度年間管理料」が4月1日に皆様のゆうちょ銀行口座より自動引落となります。
口座残高のご確認をお願い致します。

- *口座名：みくまり霊園管理事務所
- *ゆうちょ銀行口座番号
01380-6-78495



～継承手続きについてのお願い～

契約者様のご逝去された場合、速やかに継承手続きをお願い致します。
(みくまり霊園 墓地使用規則15条)
当霊園にお問合せ頂き、継承必要書類【墓地使用权継承許可申請書】に所定の事項を記入の上、ご提出を頂きます。合わせて旧墓地使用許可証の返却もお願い致します。継承手続きの手数料として10,000円が必要です。
又、年間管理料の引落について契約者様とゆうちょ銀行口座名義が同様の場合は、口座変更手続きも、同時にお願い致します。
*ゆうちょ銀行口座の変更手続きについては手数料は不要です。

太光寺ご葬儀ご案内

- ・通常葬
〈二日間にわたって執り行う通夜・葬儀式〉
- ・一日葬
〈通夜を行わない一日の葬儀式〉
- ・火葬式(直葬)
〈通夜、葬儀を行わず火葬炉の前で行う式〉

太光寺は宗派の管掌を受けない単立寺院ですので、ご希望に合わせて、様々な形式の法名や戒名を授与する事ができ、また読経することが出来ないお経もございません。これまで、檀家制度を設けず、皆様に広く門戸を開き、あらゆるご法要、ご供養に対応して参りました。ご葬儀・ご法要を承っても、その後に檀家になる要求や寄付金を強制するような事はございません。どうぞ、お気軽にご相談下さい。



お問い合わせ先
行者山 太光寺
TEL (082) 507-5040

＜お彼岸＞

3月20日(水)の「春分の日」を中日(ちゅうにち)とし、前後3日間を合わせた7日間が、令和6年の春のお彼岸期間です。春分の日は、毎年3月20日頃に訪れる国民の祝日です。昼と夜の長さが同じになる日であり、この日を境に昼が長くなり夜が短くなっていきます。昼と夜の長さが同じ日は太陽が真東から昇り真西に沈みますが、このとき、先祖が住んでいる極楽浄土とこの世が交流しやすいと考えられています。こうした理由から、春分の日前後3日間、合わせて7日間をお彼岸といい、先祖に感謝を捧げるためお墓参りに行く習慣ができました。
お彼岸のお墓参りでは、墓石や周辺を掃除してお花や線香をお供えし、先祖に感謝の気持ちを伝えてみてはいかがでしょうか。



令和6年度年忌法要表

逝去年		年忌
年号	西暦	
令和5年	2023年	一周忌
令和4年	2022年	三回忌
平成30年	2018年	七回忌
平成24年	2012年	十三回忌
平成20年	2008年	十七回忌
平成14年	2002年	二十三回忌
平成10年	1998年	二十七回忌
平成4年	1992年	三十三回忌

＜四十九日法要とは＞

故人が亡くなってから四十九日目に行われる法要のことです。人は亡くなると、七日ごとに閻魔大王の裁きを受けるとされ、四十九日目に最後の裁きを受け、極楽浄土に行けるかどうか決まるとされています。遺族は七日ごとに個人を偲び、極楽浄土に行けるように冥福を祈ります。

＜一周忌法要とは＞

一周忌法要とは、故人様が亡くなってから満1年後の命日に行われる法要を指します。年忌法要の中で最も重要である一周忌法要は、ご親族や親しい間柄の方などをお招きし、故人様を偲ぶのが目的です。一周忌法要は本来、故人様が亡くなられた同月同日である「祥月命日(しょうつきめいにち)」に執り行われます。また、三回忌法要、七回忌法要、十三回忌法要なども同じく、故人を偲ぶことで行われます。

集団でカラスがお墓にイタズラしております！

対処方法がなく困っております。供物は、お参り後はナマモノのみではなく、瓶や缶の持ち帰りもお願い申し上げます。別紙のお願いもご一読下さい。

～お知らせ～

次回みくまり霊園通信の夏号の発行
ホームページにて【みくまり霊園】で



天台宗系 単立寺院 行者山 太光寺
〒733-0851 広島市西区田方 1-551-1
<http://gyoja-taikouji.jp>(詳しくはHPにてご案内)



みくまり霊園

〒735-0003広島県安芸郡府中町字堂所19-3
TEL(082)288-2000 ■営業時間:10:00~16:00
■定休日:木曜日・月曜日